

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧

療養費の申請方法が 償還払い方式になります！

2018年 **10月1日** 施術分から **償還払い**

この支給方法は、健康保険法第87条(療養費)の原則に基づくものです。



2018年9月 施術分まで **代理受領払い**



申請方法等について

詳しくは健保ホームページをご覧ください。



愛三工業健保

検索



はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧
にかかるとき、健康保険を使うには、
一定の条件があります。

詳しくは裏面を
ご確認ください。



正しい健康保険の使い方

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧と健康保険



ご確認ください！ 健康保険が使える要件

はり・きゅうの場合

慢性病で医師による適切な治療手段がない場合に限り、健康保険が使えます。

医師が交付する施術への「同意書」が必要です。

対象となる傷病

- 神経痛
- リウマチ
- 頸腕症候群
- 五十肩
- 腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチ等と同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては、上記以外でも認められることがあります。

あんま・マッサージ・指圧の場合

医療上、施術を必要とする症例に限り、健康保険が使えます。

医師が交付する施術への「同意書」が必要です。

対象となる主な症状

- 筋麻痺
- 関節拘縮 など

ただし、可動域の拡大等、症状の改善を目的としていること。

ご注意ください！

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術は、医師が同意した場合に限り保険適用となるため、単に本人が希望して受ける場合は健康保険の対象とはなりません。



こんなときは健康保険が使えません！



最近疲れてるわあ…。

そういえば、健康保険を使って安く「はり」や「マッサージ」を受けられるっていう看板を見たわ。

ちょっと行ってみようかな？



日常の疲労回復や慰安を目的とするとき

病院で治療中で、薬やシップをもらっているけど、「はり」や「きゅう」もやってもらおう。

健康保険を使えば安いし。



病院で同じ傷病について治療を受けているとき

※診察・検査・同意書の交付を除く。

お願い

療養費は健康保険法 第77条により健保組合が認めた場合に支給することとされており、適正な保険給付のため、電話や文書による確認をさせていただくことがあります。ご協力をお願いします。